



※筆記用具、計算機
※印鑑
※確定申告書、村県民税申告書(事前に送付されている人)
※本人名義の金融機関の口座番号がわかるもの、届出印(口座振替の届出に必要)
※前回の申告書や收支内訳書

16歳以上19歳未満の扶養親族に係る扶養控除45万円のうちの上乗せ部分12万円が廃止になり、控除額が33万円になります。

※農業者戸別所得補償制度による交付金について

平成23年2月から平成23年

申告期間
2/16 (木)

3/15 (木)

お問い合わせ先
【所得税について】
諏訪税務署

☎ 52-1390 (自動音声案内)
【村県民税について】
原村役場住民財務課税務係
☎ 79-7923 (直通)

申告に必要なもの	【収入に関する書類】
※源泉徴収票	給与所得の源泉徴収票、公的年金等の源泉徴収票
※収支内訳書	農業、不動産、営業等の事業所得がある方は、必ず事前に作成して、申告の際にお持ちください。
※支払証明書	個人年金（雑所得）、シルバー人材センターの配分金（雑所得）、生命保険契約等の一時金（一時所得）、損害保険契約の満期返戻金（一時所得）などの支払証明書

※生命保険料・地震保険料の
保険会社等から契約者に送
付される保険料の年間支払額
が記載された証明書

※医療費の領収書・内訳書
医師による診療や治療にか
かった費用の領収書、及び治療
や療養のための医薬品を購入
した時などの領収書(内訳書
は、診療を受けた人別、または
病院別に集計します。)
※配偶者の収入がわかるもの
配偶者控除や配偶者特別控

平成24年度分 税のおもな 改正点

は、2月から住民財務課の窓口で配布しますので、ご利用ください。

得補償制度により、国から農業経営者の方へ交付金が支払われました。この交付金は、平成23年中の農業所得の中の雑収入になりますので忘れずにお申告してください。

※寄附金税額控除の適用下限額の引き下げ

少額寄附者の税負担軽減のため、住民税において寄附金控除を受けるための適用下限額が5000円から2000円に引き下げられます。これにより、都道府県・市町村・都道府県共同募金・日本赤十字社の支部等へ2000円以上の寄附をされた方は、寄附された金額か、所得金額の30%の

平成24年度分の主要な改正点

得補償制度により、国から農業経営者の方へ交付金が支払われました。この交付金は、平成23年中の農業所得の中の雑収入になりますので忘れずにお申告してください。

※寄附金税額控除の適用下限額の引き下げ

少額寄附者の税負担軽減の

■ 村県民税申告相談会

実施日	場所	受付時間
2月	16日(木)	役場3階講堂
	17日(金)	役場3階講堂
	20日(月)	役場3階講堂
	21日(火)	大久保公民館
	22日(水)	柳沢公民館
	23日(木)	八ツ手公民館
	24日(金)	柏木公民館
	27日(月)	役場3階講堂
	28日(火)	役場3階講堂
3月	1日(木)	菖蒲沢公民館
	2日(金)	払沢公民館
	5日(月)	室内公民館
	6日(火)	中新田公民館
	7日(水)	南原公民館
	9日(金)	役場3階講堂
	12日(月)	役場3階講堂
	13日(火)	役場3階講堂

- ※正午から午後1時までの間は休憩させていただきます。
- ※収支内訳書は相談前に必ず記入して、会場へお越しください。
- ※申告相談会の期間中は、住民財務課窓口での相談はご遠慮ください。
- ※青色申告の方、譲渡所得のある方、住宅取得控除の方などは税務署で申告してください。
- ※2月20日は税理士会主催の確定申告書作成指導会を同時開催します。

※2月20日は税理士会主催の確定申告書作成指導会を同時開催します。

- お持ちいたたく書類

 - ・前年度申告書の控え（代理送信をした方は、送信時のプリントアウト）
 - ・年金、給与の源泉徴収票
 - ・予定納税額、口座振替の有無
 - ・口座名、口座番号等の資料

※なお、次に該当する方は計算等相談内容が複雑なため、相談をお受けできません。

- ・土地や建物、株式、ゴルフ会員権など資産を売却や交換した方
 - ・住宅借入金等特別控除を受ける方
 - ・事業所得、農業所得、不動産所得及び雑所得を有する方のうち前年分の所得金額が300万円超の方
 - ・消費税の申告をする方のうち、前々年分の課税売上金額が3000万円超の方
 - ・贈与税の申告をする方

村県民税の申告が必要な方は、平成24年1月1日に原村に住所がある方です。また、国民健康保険や後期高齢者医療制度に加入されている方は、税額の算出のもとにもなりますので、所得の有無・多少にかかわらず必ず申告をしましよう。ただし、次に該当する方は申告義務が免除されます。

①平成23年中の所得が年末調整された給与だけで、勤務先から給与支払報告書が原村に提出されている場合

②平成23年中の収入が公的年金だけで、年金の支払先から公的年金等支払報告書が原村に提出されている場合

※給与支払報告書や公的年金等支払報告書に記載されない控除を受けようとする時は申告が必要です。

③確定申告書を提出した方は、村県民税の申告もされたものとみなされるため、原則、村県民税の申告は必要ありません。

所得税・村県民税の申告はお早めに

今年の申告期間は、**2月16日(木)から3月15日(木)**までです。
この間、村内の各公民館および役場3階講堂で村県民税申告相談会を行います。
必要な書類は早めに準備をして、忘れずに申告をしましょう。

村県民税の申告

特集 村税は納期内に納付を!!

第2回原村公売会のお知らせ

滞納整理のため、差し押された不動産の公売を実施します。公売の方法は入札形式で、どなたでも参加することができます。(国税徴収法第92条及び第108条該当者を除く)

公 売 期 日	平成24年1月25日(水)	
公 売 場 所	原村役場 204会議室 (諏訪郡原村6549番地1)	
公 売 方 法	期日入札	
入 札 時 間	午後1時30分～午後1時45分まで 15分前より入札の説明をします。	
開 札 時 間	平成24年1月25日(水) 午後1時46分	
売却決定時間	平成24年2月1日(水) 午前11時	
代金納付期限	平成24年2月1日(水)午前11時30分	
公 売 財 産	公売区分 : 原村一1	公売区分 : 原村一2
	1 土地 所在 諏訪郡原村字原山 地番 17217番3253 地目(現況) 原野(宅地) 地籍 1,026m ²	1 土地 所在 諏訪郡原村字久保地尾根 地番 11489番6 地目(現況) 原野(雑種地) 地籍 279m ²
	2 建物 所在 同上 家屋番号 17217番3253 種類 居宅 構造 木造ルーフィング葺2階建 床面積 1階 70.00m ² 2階 52.50m ²	
見 積 価 格	8,861,000円	3,918,000円
公 売 保 証 金	890,000円	400,000円

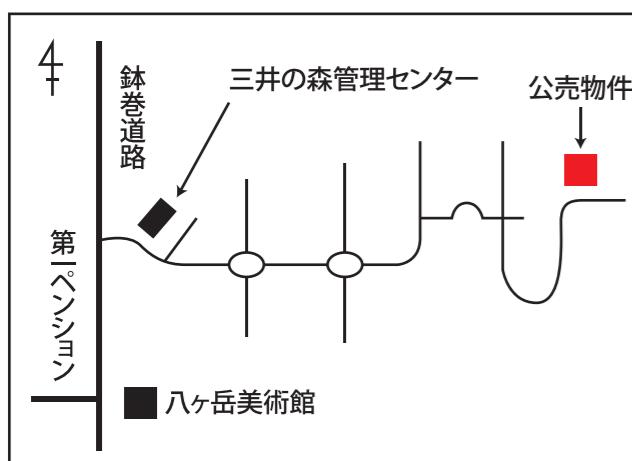
注意事項

村は、公売財産の引渡し義務は負いません。また権利移転に要する費用は買受人の負担となります。

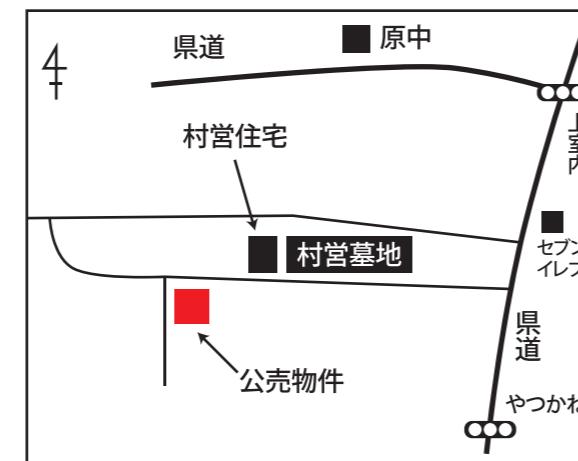
公売は中止する場合がありますのでご注意ください。

その他詳細については、原村役場住民財務課税務係にお問い合わせください。 TEL79-7923(直通)

公売区分:原村一1



公売区分:原村一2



納税

納期限を過ぎると…

滯納処分に

督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納しないときは、滞納者の財産を差し押さえなければならないと法律(国税徴収法第47条)で定められています。財産の差し押さえは、本人の承諾なしに実施されることになります。税金を納められない事情があるときは、お早めに役場税務係にご相談ください。



税金を滞納すると…

各期の納期限は、毎月「広報はら」の『くらしのガイド』に掲載していますので、ご覧ください。

税金を納期限までに納付しない状態を「滞納」といいます。税金を滞納したままにしておくと、本来納める税額以外に督促手数料、延滞金を納めることになります。

村では、督促状のほか、電話や文書による催告なども行います。それでも納付しない場合には、財産(給料やその他債権、不動産、自動車など)を差し押さえ、さらにはその財産を公売するなどの滞納処分を行います。

納税が困難な時は、ご相談ください

経済的な事情などで納税が遅れる場合は、納期限までに住民財務課税務係までご相談ください。また、夜間の納税相談も実施しています。

※なお、納税に関する相談のほか、村税などの納付もできます。

開催日 ● 毎週火曜日 時間 ● 午後7時まで

役場住民財務課税務係
TEL 79-7923(直通)

村では、納税の本来の姿である「自主納税制度」を推進しています。定められた期限までに、金融機関などの窓口で、自ら納付してくださいよう、ご協力をお願いします。

納税は、納期限にご自身で

差し押さえとは、督促や催告により納税を促しても納めていただけない場合に、法律に基づき滞納者の所有する財産から税金を強制的に徴収する手続きです。これは、納期限に納付した人と他の公平性を確保すること目的としています。

差し押さえとは…

農地・水環境保全管理支払制度を実施する活動組織を応援します

農地・農業用水などの資源や環境の保全と質の向上や水路などの長寿化を図るために、活動組織に交付金を交付します。

- ①共同活動支援交付金（圃場の面積算定）…自主施工
 - ・交付金額→田（4,400円／10a）+畑（2,800円／10a）+草地（400円／10a）
 - ※草刈り、水路の点検、環境美化整備など

- ②向上活動支援交付金（圃場の面積算定）…自主施工及び、業者発注
 - ・交付金額→田（4,400円／10a）+畑（2,000円／10a）+草地（400円／10a）
 - ※水路の補修が必要な箇所の改修などを行い、施設の長寿命化を図る。

実施例：室内むらづくり委員会の活動

現在、室内区の『室内むらづくり委員会』では、農地・水環境保全管理支払制度を活用し、共同活動及び向上活動を実施しています。

また、平成23年度から始まった、環境保全型農業直接支払制度による水稻の有機栽培について、平成24年度産に対しても取り組んでいます。

これらの活動の一部を紹介します。

○環境保全型農業直接支払制度への取り組み

化学肥料や農薬の使用を、慣行農法の50%以下とし、さらにカバークロップ（ライ麦など）を用いた、有機農法による「安心・安全米」の栽培に取り組んでいます。

これは、県内でも先駆的な取り組みです。

お問い合わせ先
農林商工観光課農政係 電話79-7931



カバークロップ（ライ麦）
左：芽を出した状態 右：圃場に播種して成長した状態（H23.11月）

日本経済の「いま」を
教えてください。

地域の未来づくりにも
役立てます。

平成24年
経済センサス
活動調査

2月1日
(水)

経済の国勢調査です、全国すべての
企業・すべての事業所が対象です。

お問い合わせ先 総務課企画係 電話79-7942

原村の皆さん、その後お変わりありませんか。三泊四日の滞在では、村民の多くの皆さんのが温まるおもてなしを受けまして、本当にありがとうございました。

清水村長さんを始め、社会福祉協議会の皆さん、そして関係の各団体の皆さんで、農作業や、お勧めなどの大変お忙しい中、前々から練習されたものだと思います。大勢の人達が、桜の木荘に集まって来た時は、本当に驚いたのと、同時に胸が詰まる思いがいたしました。その後、会が始まりまして、私達は皆さんのおもてなしを頂きました。その上、お

見舞いまで。言葉にならないほど、感激を受けました。本当に原村に行つて良かったね！と、今日もあの時の事を思い出します。涙する方もおります。原村の景色の良さ、人情の深さをみんなの心に刻まれ、今の大変な時期を乗り越える力となつて頑張つて行けると思つております。

おわりになりますが、今の縁を結んで頂いた方々には、心から感謝いたします。また、桜の木荘の皆さん、原村の皆さんの御健康と御多幸をお祈念申し上げまして、御礼の挨拶まで、失礼いたします。

南三陸町へ支援物資の搬送を行いました。5月から10月まで、計11回、南三陸町への支援物資の搬送を行いました。物資は、皆さんからお寄せいただいたお米や水、力巻麺、洗剤、衣類など、また信州諏訪農協からご提供いただいた野菜です。これらを村のマイクロバスなどで搬送し、南三陸町の皆さんへ届けました。温かいご支援、ご協力あ

南三陸町役場へ訪問しました。清水村長が南三陸町を訪問しました。荒砥地区では、短期リフレッシュ事業に参加していただきた方々と面談しました。また、短期リフレッシュ事業へのお礼のお手紙をくださった高橋さんや、荒砥区長から、震災当日の話を被災現場で伺いました。

南三陸町役場へ訪問しました。清水村長が南三陸町を訪問しました。荒砥地区では、短期リフレッシュ事業に参加していただきた方々と面談しました。また、短期リフレッシュ事業へのお礼のお手紙をくださった高橋さんや、荒砥区長から、震災当日の話を被災現場で伺いました。細は、村長コラムをご覧ください。

3月11日の東日本大震災以降、義援金や物資の支援などを、皆さんのご理解とご協力を頂きながら行つてきました。また、短期リフレッシュ事業として、南三陸町の皆さんを原村へお迎えし、観光や原村の皆さんとの交流をしていただきました。この短期リフレッシュ事業に参加された、南三陸町の高橋さんからお手紙をいただきました。

「今の大変な時期を乗り越える力となつて頑張つて行ける」という言葉にならないほど、感激を受けました。本当に良かつたね！と、今日もあの時の事を思い出します。涙する方もおります。原村の景色の良さ、人情の深さをみんなの心に刻まれ、今の大変な時期を乗り越える力となつて頑張つて行けると思つております。

短期リフレッシュ事業

は、8回・109名の方を南三陸町から原村へおまねきました。参加した方々は、5月24日～10月3日に、3泊～5泊の日程で原村に滞在し、心身を癒しました。

南三陸町から原村へおまねきました。参加した方々は、5月24日～10月3日に、3泊～5泊の日程で原村に滞在し、心身を癒しました。



歓迎会の様子



多数の支援物資
写真提供：(株)長野日報

東日本大震災・長野県北部地震での
これまでに寄附していただいた義援金

役場ロビーなどでの募金や、区の行事などで集めていただいた義援金、小中学校からの義援金など、多くの方にご協力をいただきました。ありがとうございます。

これらの義援金は、日本赤十字社などを通じて、被災地へ送られます。

11月末時点で 合計 11,258,618 円

